

中学生、教職員、保護者、地域用

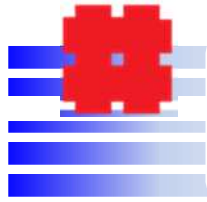
参考2

いじめ防止対策推進条例

令和2年9月28日 公布
施行

岐阜市教育委員会

GIFU CITY



前文

第1条 趣旨

第2条 定義

第3条 基本理念

第4条 いじめの禁止

第5～7条 基本行動

第8～12 責務

第13, 14条 役割

第15条

いじめを見逃さない日

第16～19条

いじめ問題の協議会、
委員会など

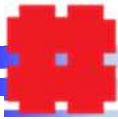
第20条

重大事態への対処

第21条 市立学校以外
の学校等への協力要請

第22条 市長及び

教育委員会の連携

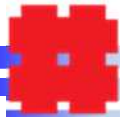


前文

(前文の一部抜粋)

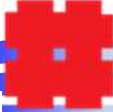
いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得るものと言われていました。こうした悲劇を二度と繰り返さない、子どもたちが安心して学びに向かうことができる教育環境を作ることは、市、学校にとどまらず、全ての市民の責務です。

私たちは、命の尊厳を改めて理解し、お互いを大切にす
る社会を今一度作り上げるため、いじめ問題の克服に向けて取り組む必要があります。私たちは、大変重い教訓を得ました。この生徒の死を決して忘れることなく心に刻み、常に当事者意識を持ち、私たち一人ひとりができること、やるべきことを行っていかねばなりません。そうした決意の下、ここに、いじめ防止の基本理念を明らかにし、いじめの防止のための施策を推進するため、本条例を定めるものとしします。



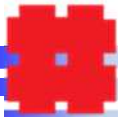
第3条 基本理念 生徒と大人がやるべきこと

- ・いじめは、子どもの尊厳を傷つけ、命までも奪ってしまう重大な人権侵害
- ・子どもたちが安心して学びに向かうことができる教育の環境を整える大人の責務と役割
- ・誰一人孤立させない、いじめを絶対に許さない社会の実現
- ・主体的かつ能動的に行動し、又は協働し、いじめ問題の克服に取り組む



第4条 いじめの禁止

- ・児童生徒は、いじめを行ってはならない。



第6条 いじめの早期発見に係る基本行動

人目に付きにくい時間や場所

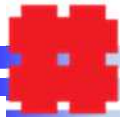
遊び等を装って

大人が気付きにくい形で

全ての市民は、児童生徒の
変化に積極的に関心を持ち、
いじめを認知しなければならない

第10、11条 学校、教職員の責務

- (1) 学校全体で、いじめの未然防止及び早期発見に取り組む
- (2) 自らを大切にするとともに、**互いの違いを認め合い**、自らと同様に**他者を尊重し**、**思いやる**教育に取り組む

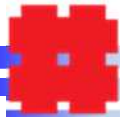


第10、11条 学校、教職員の責務

(3)

- ①いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する**定期的な調査**その他必要な措置を講ずる
- ②児童生徒からの全ての兆候に迅速かつ適切に対処する
- ③児童生徒が決して**孤立することのないよう**取り組む

いじめアンケート 3回
情報提供アンケート 3回



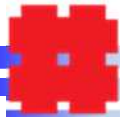
第10、11条 学校、教職員の責務

(4)いじめを発見し、又は認知したとき

- ア 校長を中心とした**組織的な指導体制**を確立し、**事実の確認**を行う
- イ 関係機関と連携し、**適切かつ迅速に**対処する
- ウ **保護者**にいじめの状況及び対処の方針を伝える
- エ 教育委員会へ速やかに報告する

中学生からいただいた意見

- ・いじめの相談をすることには様々な心配があり、すごく勇気がいる
- ・心配なのは、先生に相談したことが周りにばれないか
- ・安心して相談できるようにしてほしい



第10、11条 学校、教職員の責務

(5) 相談をした児童生徒が安心して
教育を受けられる環境を確保する

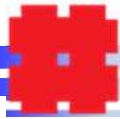
いじめが解決するまでいじめを受
けた児童生徒、相談をした児童生
徒を支援する

学校や先生たちは

いじめの情報をつかんだときは、
いじめを受けている子
教えてくれた子も**全力で守る**

- ▶学校の**先生全員**で対応する
- ▶**保護者と協力**して対応する
- ▶**解決するまで支援**する



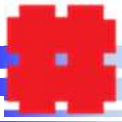


第13条 児童生徒の役割

- 自らを大切にし、互いの人格を尊重し、他者への思いやりを持つよう努める
- いじめを見た、相談を受けたときは、**観衆や傍観者**になるのではなく、**先生や家族等に相談**するよう努める
- いじめを無くすために**何をすべきか**等について自ら考え、**積極的に取り組む**よう努める

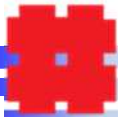
いじめの4層構造





第12条 保護者の責務

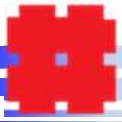
- (1) 子どもの教育について**第一義的責任**を有し、自らが保護する児童生徒に対し、いじめを行うことのないよう、**規範意識を養う**ための指導その他の必要な指導を行うよう努める



第12条 保護者の責務

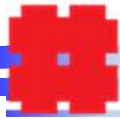
(2) 保護する児童生徒がいじめを受けた場合は、適切に当該児童生徒をいじめから保護し、**学校や教職員、教育委員会又は市に相談すること**

児童生徒から**他の児童生徒がいじめを受けている等の相談があった場合も同様とする**



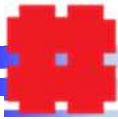
第12条 保護者の責務

(3)市、教育委員会及び市立学校が
講ずるいじめの防止等のための
措置に協力するよう努める



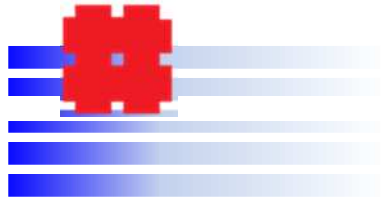
第14条 市民の役割

- 地域において、児童生徒を**見守り**、心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努める
- いじめやその疑いがあると思われるときは、**市や教育委員会、学校等に相談**するよう努める
- 市、教育委員会及び市立学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める



第15条 いじめを見逃さない日

- (1) 社会全体でいじめ防止に取り組むため、毎月**3日**とする
- (2) 市や教育委員会は、いじめの防止を推進する広報啓発活動を実施する
- (3) 学校は、人権や道徳に係る教育を実施し、**児童生徒が主体的にいじめの防止に向けた活動**を行うことができるよう支援する



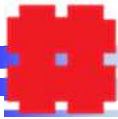
第16条 いじめ問題対策連絡協議会

第17条 いじめ問題対策委員会

第18条 学校いじめ防止等対策推進会議

第19条 いじめ問題調査委員会

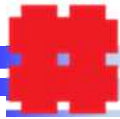
第20条 重大事態への対処



第21条

市立学校以外の学校等への協力要請

市長及び教育委員会は、市立学校以外の学校等（幼稚園、私立学校等）に
いじめの防止等に必要な協力を求める
ことができる。



第22条 市長と教育委員会の連携

- (1) 市長と教育委員会は、いじめ防止等のために連携する
- (2) 生命又は身体に被害が生じるいじめがあった場合、市長が総合教育会議を招集し、措置を協議する
- (3) 必要であれば、教育委員会から市長に対し総合教育会議の招集を求めることができる

子どもたちへの4つの約束

- 1 先生たちは頑張る子を応援する
→ 誰も一人ぼっちにさせない
- 2 仲間の足を引っ張る子には、先生たちは
みんなで指導する
→ いじめはみんなですべて止める
- 3 一番相談しやすい人に相談する
→ 誰にでもいいからSOSを伝えて
- 4 相談されたらその日のうちに問題 解決へ
向けてみんなで立ち上がる
→ 必ず24時間以内に問題解決に立ち
上がる

学校のいじめ防止基本方針

学校のいじめ防止基本方針の説明